

望む振興会の育成強化

自立による振興小組合や農業協同組合を主幹とする実行小組合等ありて行政の末端浸透に幾多の支障あり、これを整備統合し受入れを一本にし、その枠内部門において前記各種の活動を円滑に而も完全にそれぞれその目的

振興会運営の適否は將來の 加治木町行政を大きく左右する

三、振興会は、政治内に立派を守り、一黨一派に偏した政治活動を行わないこと。

三、入会は、成員の理解と協力によつてこれを求め、強制的勧奨に违法しないこと。

第六、機能

振興会の機能は、振興会が自主的に決定する

する
ロ、団体（又はその下部組織の場合を含む）の地域又は構成団体の長が振興会のそれと全く同じである場合は、団体の長は振興会の長が兼ねるか、或は

理事は「二」の職員により一部は各地で推薦し、会長が總会に諮つて指名する。顧問相談役は、会長が總会に諮つて委嘱する。

おいて選出する。
より推薦し、会長が総会に諮
る。）
部長をもつて居てる）
元として選出されが、本員の任
る。
の連帯を整理して、会を代表

をもつて成立し、議長は出席をもつて決する。

出席者の三分の二以上の同意
は、毎年四月一日に始り翌
る。
維持負担、寄附金、使用
補助金をもってこれに充て

祈願するところは、これが町発展の基盤……母体となるよう一日も早く町民各位の御健康をお祈りすると共に御協力をお願いいたします。

部落の振興（行政、経済、文化、厚生安定）を自主的積極的に推進する自活團体である。

第一、基準設置の基

本方針

当町の末端組織の變遷はいろいろの歴史があり特に現在の団體員制度は画期的な試みとして昭和二十七年四月発足したのであるが、その結果は不充分で公民館活動や經濟取扱選択により自主的決

よつてその目的を円滑に達成せしめるため、戦後あらゆる事情で分離膨張した現在一四四の部落を九〇乃至一〇〇部落に合理的統合し、こゝに其の事項を提示し振興会の

五、振興金が地域の行
員の自治能力を涵養し、
行政効果を高める等を主
とするととも頗る大き
いが、これは漸く達
つて社会的要請と振興
会の自發的意志によ
ることとして、発足当
の段階では地域行政
廣報活動及び住民のチ
要な権利義務又は公共
の利害に關係ある事
の周知徹底、共同精
意慈の高揚に重点を置
き、無統制に補助的活
動を依頼することのそ

事業活動によつて定まるのであるが、總合的機能の地域團体の性格からいへば、そのような機能を持つことが適當である。

次的意義内消費表祝文

役員組織上相互の均衡を考慮し適当な配置を行ふこと、が運營上望ましい、
へ、法的に災害救助等、特別使命を持つ奉公団（赤十字等）、機関等はこれを存置すること。

第八、會費

一、会員は会費を負担する。
二、会費の標準は、振興本來の目的に要する。
三、会費の負担額等に差ること。

二、總会は、定例總会と臨時總会とする。定例總会は四月（会計年度初）に開き、予算と年度事業計画の決定及び決算及び事業報告の認定、規約の改正、役員選任等を行い、臨時總会は、必要に応じて部会又は地域班の会議をもつて、總会と役員へとし、必要に応じて部会又は地域班の会議を行ふ。

四、総会及び役員会は、長が招集する。
五、役員会は半數以上の出席を以て開会する。
六、総会及び役員会の議事は出席者の總意により決定するものを原則とする。採決を要するときは出席者の三分の二以上の同意を以て決定すること。

奉仕部	文化教養部（教養、休育、厚生、）
保健衛生部	藝術部
保安部（防犯、防火）	婦人部（生活改善部）
青少年部	納稅、貯蓄部
三、部及び班の長及び副長は会長が理事の中から指名して配属する。	二、振興会内の連絡上必要あるときは、地域を分つて地域班をおこなうことができる。
四、会務を民主的に処理	

月三十一日に終る。
ロ、経費は維持費、寄附金、事業収益金、補助金その他をもつておる。

第十三、書類、帳簿

公民館活動関係、経済振興関係、町役場関係、民主團体關係、その他別々に整備する外其の他参考法令文献等も備付ける。

第十四、その他

尙次の部落振興会の規約案は一應のひな型を示したのであつて部落の実状、立地條件にそ

第十二条 この会に会則綴録、予算書、收支会計簿、會議録、公文書類（公民館活動關係、經濟振興活動關係、町役場關係、民衆団体關係、其の他各部門別綴録）其の他帳簿參考法令、文獻等を備付け
第十三条 この会の運営に必要な事項は別に定める
附則
この規約は、昭和三十一年四月一日から施行する。